

令和 7 年 4 月 1 日制定

投 資 原 則

(退職等年金給付積立金)

- (1) 国家公務員共済組合連合会(以下「KKR」という。)は、退職等年金給付積立金の運用について、積立金が年金給付の貴重な財源であることを認識し、年金給付に必要な流動性を確保しつつ、退職等年金給付事業の運営の安定に資するよう、専ら組合員の利益のため、長期的な観点から、年金財政上必要な運用利回りを最低限のリスクで確保することを目標とする。
- (2) KKRは、退職等年金給付制度について、保険料の追加拠出リスクを抑制するために給付設計にキャッシュバランス方式を採用していること、保険料率に上限を設けていること、基準利率の指標が国債の利回りを基礎としていることから、積立金の運用においては、過度にリスクを取らないよう留意し、制度上必要な積立金を確保する。
- (3) KKRは、基本ポートフォリオを策定し、資産全体及び各資産におけるリスク管理を適切に行う。
- (4) KKRは、投資先及び市場全体の持続的成長が、運用資産の長期的な投資収益の拡大に必要であるとの考え方を踏まえ、投資の検討にあたり、資産や地域ごとの特性などに応じて、サステナビリティ(ESG要素含む中長期的な持続可能性)や社会・環境的効果(インパクト)を考慮し、長期的な観点から安全かつ効率的な運用を行う。
- (5) KKRは、年金積立金のアセットオーナー(機関投資家)として、スチュワードシップ責任(自ら又は運用受託機関による、投資先への建設的な「目的を持った対話」(エンゲージメント)などを通じて、投資先企業の企業価値の向上やその持続的成長を促すこと。)を果たし、インベストメントチェーン(受益者から投資先企業へ投資がなされ、その価値向上に伴う配当等が家計に還元される一連の流れ。)の好循環に貢献していく。